

# 【リバービレッジ杉並 料金表】

※利用者負担金は、次の3種類に分かれます。具体的な金額は下記のとおりです。

- ① 介護報酬に係る利用者負担金（費用全体の1割・2割又は3割）
- ② 運営基準（厚労省令）で定められた「その他の費用」（食費等は自己負担）
- ③ 利用者の希望により、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用（実費）

なお、③の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

## 《 ①の算出方法 》

該当月の総単位数×11.1円 = A（1円未満切捨て）

A×保険給付率 = B（保険給付額：1円未満切捨て）

A - B = (1)（介護報酬に係る利用者負担金）

## 《 料金の目安（月額） それぞれ、左から1割負担・2割負担・3割負担の場合 》

区分	基本サービス	① サービス提供体制強化加算（I）イ	② 総合マネジメント体制強化加算	③ 訪問体制強化加算
要支援1	3,793円 / 7,587円 / 11,381円	710円/1,420円 / 2,131円	1,110円/2,220円 / 3,330円	1,110円/2,220円 / 3,330円
要支援2	7,667円 / 15,335円 / 23,003円			
要介護1	11,504円 / 23,008円 / 34,512円			
要介護2	16,907円 / 33,815円 / 50,722円			
要介護3	24,594円 / 49,188円 / 73,782円			
要介護4	27,143円 / 54,287円 / 81,431円			
要介護5	29,930円 / 59,860円 / 89,790円			
+ 介護職員処遇改善加算（総単位数×10.2%）分の金額				

※単位数、加算の定義は「重要事項説明書」に記載していますので、ご確認ください。

## 《 全額自己負担となるもの 》

- ① 食事代 朝食410円、昼食620円、夕食510円（利用した場合のみ）
- ② 宿泊費 1泊につき3,100円とする。
- ② おむつ代 実費
- ③ おやつ代 110円

## 《 利用者負担金の算出例（月額） 》

～要介護1で1割負担の利用者が週2回の通いサービス、週に1回2泊3日の宿泊サービスを利用した場合～

- ① 10,364単位（基本サービス） + 640単位（加算①） + 1000単位（加算②） + 1000単位（加算③）  
+ 30単位（初期加算） × 30日  
分 = 13,904単位 / 月

・ 13,904単位 × 10.2%（処遇改善加算） = 1,418単位（少数点以下四捨五入）

・ 13,904単位 + 1,418単位 = 15,322単位

・ 15,322単位 × 11.1円 = 170,074円（1円未満切捨て）

・ 170,074円 × 0.9（保険給付率） = 153,066円（保険給付額：1円未満切捨て）

・ 170,074円 - 153,066円 = 17,008円（介護報酬に係る利用者負担金）

- ② （昼食620円 + おやつ110円） × 8日 = 5,840円（週2回の通いサービスの食費、おやつ代）  
・ 3,100円 × 8日 = 24,800円 / 月（2泊の宿泊サービス費）  
・ （朝食410円 × 8） + （昼食620円 × 4） + （夕食510円 × 8） + （おやつ110円 × 12）  
= 11,160円（宿泊サービス中の食費、おやつ代）

① と②の合算 17,008円 + 5,840円 + 24,800円 + 11,160円 = 58,808円

令和元年10月現在